

雲仙岳火山防災協議会規約

平成 28 年 3 月 14 日制定

平成 28 年 8 月 19 日改正

平成 29 年 2 月 15 日改正

平成 29 年 5 月 18 日改正平成 30 年 1 月 30 日改正

(目的)

第 1 条 雲仙岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、雲仙岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市が共同で設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 長崎県防災会議が法第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議が法第 6 条第 3 項の規定により同条第 1 項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（避難勧告・指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関するを含む。）

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長 1 名を置く。
- 3 会長は、長崎県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 会長が協議会に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する構成員にその権限を委任することができる。
- 6 構成員が協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(協議会の開催)

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 3 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会の構成員は、法第4条第3項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項については、協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会の所掌事務を円滑に進めるために雲仙岳火山防災協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者で構成する。
- 3 幹事会に、幹事長1名を置く。
- 4 幹事長は、長崎県危機管理課長が務める。
- 5 幹事長は、幹事会の座長となり、議事を整理する。
- 6 幹事長は、幹事会の議題に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会会員を招集することができる。また、幹事会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口を長崎県危機管理課に置く。

長崎県危機管理課
島原市市民安全課
雲仙市市民安全課
南島原市総務課

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月14日から施行する。
- 2 雲仙岳防災連絡会議の業務は、協議会が引き継ぐものとする。
- 3 この規約は、平成28年8月19日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年2月15日から施行する。
- 5 この規約は、平成29年5月18日から施行する。
- 6 この規約は、平成30年1月30日から施行する。

(別表第1) 雲仙岳火山防災協議会構成員

| 区分(法第4条第2項中該当する号) | 所属 | 職名 | 備考 |
|-------------------------------|----------------------------|---------|----|
| 都道府県 (第1号) | 長崎県 | 知事 | 会長 |
| 市町村 (第1号) | 島原市 | 市長 | |
| | 雲仙市 | 市長 | |
| | 南島原市 | 市長 | |
| 地方气象台等 (第2号) | 気象庁福岡管区气象台 | 気象防災部長 | |
| | 気象庁長崎地方气象台 | 台長 | |
| 地方整備局 (第3号) | 国土交通省九州地方整備局 | 局長 | |
| 陸上自衛隊 (第4号) | 陸上自衛隊第16普通科連隊 | 連隊長 | |
| 警察 (第5号) | 長崎県警察本部 | 本部長 | |
| 消防 (第6号) | 島原地域広域市町村圏組合消防本部 | 消防長 | |
| | 県央地域広域市町村圏組合消防本部 | 消防長 | |
| 火山専門家 (第7号) | 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター | センター長 | |
| | 熊本大学 | 名誉教授 | |
| | 鹿児島大学地域防災教育研究センター | 特任教授 | |
| その他 (第8号) | 環境省雲仙自然保護官事務所 | 自然保護官 | |
| | 林野庁九州森林管理局長崎森林管理署 | 署長 | |
| | 国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 | 事務所長 | |
| | 国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所 | 事務所長 | |
| | 国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所 | 事務所長 | |
| | 国土地理院九州地方測量部 | 部長 | |
| | 海上保安庁長崎海上保安部 | 海上保安部長 | |
| | 海上保安庁三池海上保安部 | 海上保安部長 | |
| | 一般社団法人島原半島観光連盟 | 会長 | |
| | 雲仙ロープウェイ株式会社 | 代表取締役社長 | |
| | 島原鉄道株式会社 | 代表取締役社長 | |
| | 株式会社ドコモCS九州長崎支店 | 支店長 | |
| | 株式会社KDDI九州総支社 | 九州総支社長 | |
| ソフトバンク株式会社西日本技術本部九州技術統括部九州技術部 | 九州技術部長 | | |

| | | | |
|--|-----|-------|--|
| | 長崎県 | 危機管理監 | |
|--|-----|-------|--|

(別表第2) 雲仙岳火山防災協議会幹事会会員

| 区分 | 所属 | 備考 |
|-------|----------------------------|---------|
| 火山専門家 | 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター | |
| | 熊本大学 | |
| | 鹿児島大学地域防災教育研究センター | |
| 国 | 気象庁福岡管区气象台 | |
| | 気象庁長崎地方气象台 | |
| | 国土交通省九州地方整備局 | |
| | 国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 | |
| | 国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所 | |
| | 国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所 | |
| | 林野庁九州森林管理局長崎森林管理署 | |
| | 環境省雲仙自然保護官事務所 | |
| 県 | 長崎県危機管理監危機管理課 | 事務局、幹事長 |
| | 長崎県環境部自然環境課 | |
| | 長崎県農林部森林整備室 | |
| | 長崎県土木部砂防課 | |
| | 長崎県島原振興局管理部 | |
| 市 | 島原市市民部市民安全課 | 事務局 |
| | 雲仙市市民生活部市民安全課 | 事務局 |
| | 雲仙市建設部監理課 | |
| | 南島原市総務部総務課 | 事務局 |
| 陸上自衛隊 | 陸上自衛隊第16普通科連隊 | |
| 警察 | 長崎県警察本部警備課 | |
| | 九州管区警察局長崎県情報通信部機動通信課 | |
| | 長崎県島原警察署 | |
| | 長崎県雲仙警察署 | |
| | 長崎県南島原警察署 | |
| 消防 | 島原地域広域市町村圏組合消防本部警防課 | |
| | 県央地域広域市町村圏組合消防本部警防救急課 | |
| 海上保安部 | 海上保安庁長崎海上保安部警備救難課 | |
| | 海上保安庁三池海上保安部警備救難課 | |

参考 活動火山対策特別措置法（抜粋）

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第五条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - 二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項
 - 三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第六条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる事項
- 二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 四 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項
- 五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
 - ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの
- 六 救助に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における同号の施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。